

新型コロナワクチン接種費用の高知県国保連合会への請求方法について

(令和3年8月31日更新)

高知県国保連合会への新型コロナワクチンの接種費用の請求については、接種医療機関等の所在地と被接種者の住民票の住所との関連により、以下のとおり提出（請求）をお願いいたします。

なお、記載の内容に関しては、厚生労働省ホームページの「新型コロナワクチンの接種を行う医療機関へのお知らせ」内にあります「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」等をご参照くださるようお願いいたします。

(1) ワクチン接種実施医療機関等の住所地内に住民票のある被接種者の場合

被接種者の住民票のある市町村に直接請求します。（請求方法等につきましては、当該市町村にご確認をお願いします。）

(2) ワクチン接種実施医療機関等の住所地外に住民票のある被接種者の場合

以下に記載の内容により、高知県国保連合会に請求します。

1 高知県国保連合会請求時のポイント（次のチェック項目が全てできているか確認してください。）

国保連合会への請求時には、次のチェック項目に特にご注意をお願いします。

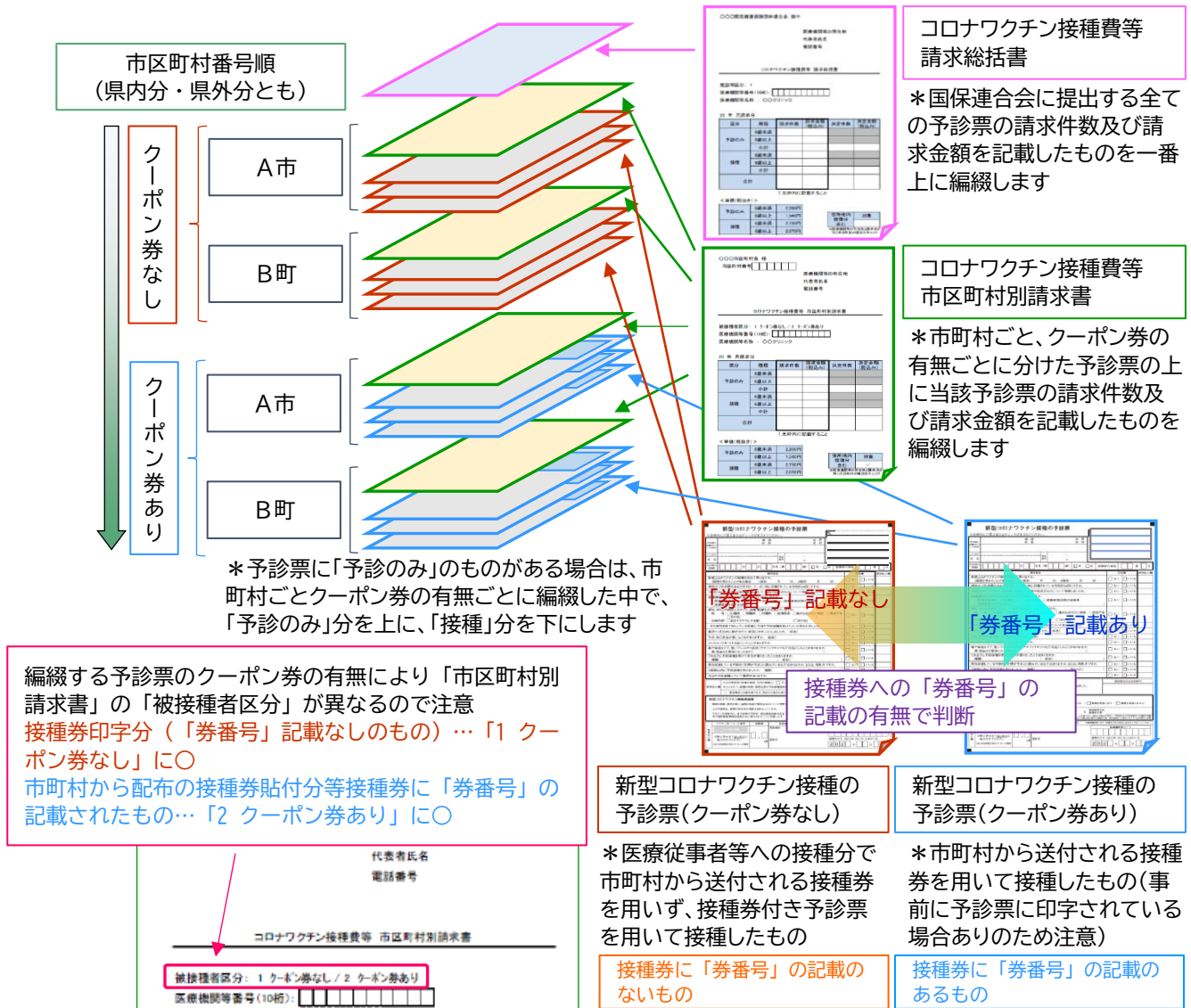
- 「ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）」で出力（印刷）した「請求総括書」、「市区町村別請求書」と「予診票」が正しく編綴されている。
- 「請求総括書」、「市区町村別請求書」に「代表者氏名」が記載されている。
- 「請求総括書」、「市区町村別請求書」の「請求年月」が国保連合会に請求する基準の年月になっている。
- 「住所地内接種分（接種医療機関等の所在地と同一市町村に住民票のある被接種者分）」の「予診票」は含まれていない。
- 「予診票」には、接種券の印字または接種券（クーポン券）の貼付けがされている。（接種券の無い予診票は、国保連合会では処理できません。）
- 「予診のみ」の「予診票」に記載した内容に誤りがない。
- 「予診票」本体に記載の住所と、接種券に記載の住所に相違がない。
- 「ワクチン名・ロット番号」欄の記載もれ（またはシールの貼付けもれ）がない。
- 「予診票」に記載する「医療機関コード」は、枠内に正しく10桁の番号が記載されている。
- 「予診票」に記載する「接種年月日」は、枠内に正しく全ての日付が記載されている。
- 同一市町村分として編綴している「市区町村別請求書」に記載の市町村と異なる住所の「予診票」は含まれていない。
- 「予診票」に接種機関の控え、免許証・被保険者証のコピー等の別書類を添付していない。（国保連合会に提出する予診票には、原則、他の書類の添付は不要です。）
- 予診票の接種券に「券番号」のあるものは、事前の印字がされているものも含め「クーポン券あり」に編綴している。（「券番号」のあるものは全て「クーポン券あり」です。）
- 「中芸広域連合」のクーポン券を貼付けした予診票は、被接種者の住所に関わらず全て「中芸広域連合」の「市区町村別請求書」にまとめて編綴している。

*各チェック項目の詳細は、次ページ以降の「2 高知県国保連合会への請求方法」を参照してください。

2 高知県国保連合会への請求方法

(1) 提出方法

厚生労働省が提供する「ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）」で出力（印刷）する「請求総括書」及び「市区町村別請求書」と「予診票」を下図のとおり編綴し、提出します。



高知県国保連合会では、OCRでの読み取りを行っていないため、市区町村別請求書と予診票はホッチキス止めが可能です。（件数が多い等により、ホッチキス止めできないものは輪ゴム止めでかまいません。）

【注意】 予診票への接種券の印字、貼付けとも無い請求分について

ワクチンに余りが出た等の理由で、急遽ワクチン接種を行った等により、予診票に接種券の印字、貼付けともされていない状態での請求につきましては、国保連合会での処理ができないため、次の対応をお願いします。（請求があった場合は返戻させていただきます。）

新型コロナワクチン接種の予診票

※お返しの為、お戻りに合わせて必ずご確認ください

※この欄に印字、貼付がない状態です

【クーポン貼付】

氏名
性別
生年月日
住所
電話番号
医療機関等番号

予診票のこの箇所に、何もない状態で請求のあるもの
 （この状態の予診票に身分証明書類を添付している場合も同様）

国保連合会では、接種券に記載の情報をデータ化し、支払等の処理を行っているため、上図の予診票では、接種機関への接種費用支払処理ができません。

このため、このような事例が発生した場合は、被接種者の市町村にご連絡いただき、接種券（クーポン券）を発行していただく等（接種券発行後に予診票に添付しての国保連合会への請求は可能です）、接種費用の請求・支払いに関してのご確認をお願いします。

(2) 提出期限等

- ① 提出期限は、原則、毎月10日です。
- ② レセプト等の請求に同封する場合は、別封筒に入れ、コロナワクチン接種費用請求分との区別が分かるように封緘をお願いします。

(3) 提出書類の記載等での注意事項（特に誤りの多いもの）

予診票等の提出書類について、これまでの請求内容で特に誤りが多くあったものを次のとおりまとめていますので、ご注意くださいをお願いします。

① 「請求総括書」及び「市区町村別請求書」に関するもの

請求総括書

〇〇〇国民健康保険団体連合会 御中

医療機関等の所在地
A 代表者氏名
電話番号

コロナワクチン接種費用 請求総括書

施設等区分: 1
医療機関等番号(10桁):
医療機関等名称: 〇〇クリニック

B 20年 月請求分

区分	種類	請求件数	請求金額 (税込み)	決定件数	決定金額 (税込み)
予診のみ	6歳未満				
	6歳以上				
	小計				
接種	6歳未満				
	6歳以上				
	小計				
合計					

↑太枠内に記載すること

<単価(税抜き)>

区分	種類	単価
予診のみ	6歳未満	2,200円
	6歳以上	1,540円
接種	6歳未満	2,730円
	6歳以上	2,070円

C 住所市内接種分含む
※医療機関等の所在地と請求先の市に一致しない場合はチェック

市区町村別請求書

〇〇〇市区町村長 様

市区町村番号

医療機関等の所在地
A 代表者氏名
電話番号

コロナワクチン接種費用 市区町村別請求書

被接種者区分: 1 ケーボン券なし / 2 ケーボン券あり
医療機関等番号(10桁):
医療機関等名称: 〇〇クリニック

B 20年 月請求分

区分	種類	請求件数	請求金額 (税込み)	決定件数	決定金額 (税込み)
予診のみ	6歳未満				
	6歳以上				
	小計				
接種	6歳未満				
	6歳以上				
	小計				
合計					

↑太枠内に記載すること

<単価(税抜き)>

区分	種類	単価
予診のみ	6歳未満	2,200円
	6歳以上	1,540円
接種	6歳未満	2,730円
	6歳以上	2,070円

C 住所市内接種分含む
※医療機関等の所在地と請求先の市に一致しない場合はチェック

A 「代表者氏名」の記載もれ

代表者氏名が「V-SYS」の医療機関情報に登録されていない状態で請求総括書等を印刷した場合、代表者氏名欄が空白で印刷されるため、印刷後に手書き、ゴム印等での代表者氏名の追記が必要です。

なお、コロナワクチン接種費用の請求に関しては、代表者印は「押印省略としても差支えない」こととなっています。

B 「請求年月」の誤り

国保連合会でのコロナワクチンの請求に関しては、請求年月単位で毎月の処理が行われます。このため、請求年月は請求する予診票のワクチン接種月に関わらず、国保連合会に請求する月（令和3年7月10日提出期限分として提出の場合は、「2021年7月請求分」）を記載します。

C 「住所市内接種分含む」にチェックのある請求総括書等を提出

高知県国保連合会では、医療機関等の所在地内に住民票のある被接種者の請求の取り扱いを行っていないため、「市区町村別請求書」の「住所市内接種分含む」にチェックがあるものについては、当該予診票を含め国保連合会への請求対象外となります。（この場合の予診票は、当該市町村に直接請求となります。）

このことから、「請求総括書」は、必ず“住所市内接種分を含まない”（「住所市内接種分含む」にチェックがないもの）を作成して、添付します。

② 「予診票」に関するもの

予診票（医療従事者等分の接種券を印字した予診票の例）

(医) 新型コロナワクチン接種の予診票 (1回目)

※本枠内にご記入またはチェック印を入れてください。

診療科 B 高知	〒 0000	市 〇〇〇	区 〇〇〇	町 〇〇〇	番 〇〇〇	号 〇〇〇	請求先 〇〇〇市	ワクチン接種 1	回目 390000
住所 ××町 1丁目1-1						氏名 高知 よさこ			
フリガナ コウチ ヨサコ						生年月日 1970年01月30日			
性別 男						年齢 40歳			

接種券の住所欄と予診票の住所欄が一致しているか確認してください。

ワクチン接種希望欄
医師の診察、説明を受け、接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種を希望しますか。
この予診票は、接種の安全性の確保を目的としています。
このことを理解の上、予診票が不可判、国民接種実施委員会及び国民接種実施部会に提出されることに同意します。

ワクチン名・ロット番号	接種量	実施場所	医師名	接種年月日	医療機関コード
391100000000	ml			2021年05月31日	

A 「予診のみ」の請求時の記載方法

予診の結果、接種を行わなかった場合については、「予診のみ」の請求となりますが、この場合の予診票は次の点に注意します。

- 接種券の印字された医療従事者等分では、券種の「2」及び「ワクチン接種」の文字を二重線で消し、券種を「1」に訂正します。

【訂正例】

券種	1
請求先	〇〇〇市
券番号	390000
氏名	高知 よさこ

- 被接種者（住民）が持参する接種券（クーポン券）添付分では、「診察したが接種できない場合」のシールを貼付けます。

- 「予診のみ」の場合でも予診票右下の「実施場所・医師名・接種年月日」欄の記載が必要です。（接種年月日には予診を行った年月日を記載します。）

「予診のみ」の場合でも、この箇所の記載は必要です。

B 予診票と接種券の住所の相違

予診票本体に記載の住所と接種券に記載の住所（市町村）が相違しないようご注意ください。特に、医療従事者等分を手書きで修正した場合に誤りが多いようです。

また、接種券では「請求先」欄の市町村名と市町村番号も一致している必要がありますので、手書き修正時には名称、番号とも修正をお願いします。

予診票の下段

ワクチン名・ロット番号

接種量

実施場所

医師名

接種年月日

医療機関コード

391100000000

ml

2021年05月31日

C ワクチン名・ロット番号の欄の記載等もれ

ワクチン名・ロット番号の欄に記載またはワクチンメーカーから送付されるシールの貼付けがもれないようご注意ください。

この項目は、国保連合会でのチェック対象外ですが、もれに気が付いた場合は返戻いたします。

D 「医療機関コード」記載不備

医療機関コードは、高知県の場合「39」で始まる10桁の番号の記載が必要です。また、コードの数字は必ず枠内に1文字ごとに入るように記載をお願いします。（ゴム印を使用する場合は特に注意）

E 「接種年月日」記載不備

接種年月日の数字は必ず枠内に1文字ごとに入るように記載をお願いします。また、「年」の右端1文字の数字の記載がもれている場合が多くありますので、ご注意ください。

③ 「市区町村別請求書」と「予診票」との関連性

「市区町村別請求書」記載の市町村と「予診票」記載の市町村が異なるものを編綴している

同一市町村分として編綴されている市区町村別請求書と予診票の市町村名、市町村番号が相違している場合があります。
特に、「四万十市」と「四万十町」、「土佐市」と「土佐町」等、名称の似ている市町村での誤りが多くありますので、ご注意ください。

(4) 国保連合会への提出が不要な書類について (令和3年8月31日追記)

新型コロナワクチン接種費用の請求として、国保連合会に提出していただく書類は、「請求総括書」、「市区町村別請求書」、「予診票」のみとなります。

このため、次の書類等につきましては、原本・複写に関わらず予診票等に添付しての提出をされないようにお願いいたします。

① 複写になっている「予診票」の医療機関控え分等

県外に住民票のある被接種者の予診票で、予診票が複写になっており、2枚目以降の複写分が医療機関や被接種者の控え用となっているものがあります。

この複写分の予診票については、国保連合会への提出は不要です。国保連合会には、予診票本体のみ（クーポン券を貼付けた予診票のページのみ）を提出してください。

② 免許証・被保険者証等のコピー

③ 住所地外接種届出済証（新型コロナウィルスワクチン接種用）

④ その他、次に記載の例外を除く書類等

◎ 国保連合会提出不要書類等の例外（次の書類等は、必要に応じての添付は可能です。）

- ・ コロナワクチン接種費用請求に関する国保連合会への事務的な連絡文書
- ・ 16歳未満の被接種者に対する保護者の同意書（地区別な事情等により、予診票への署名ではなく、別途同意書により同意を得た場合の同意書）

*その他、添付の判断がつかない書類等につきましては、事前に本会への照会をお願いします。

(5) 予診票の「クーポン券あり」、「クーポン券なし」の区分について (令和3年8月31日追記)

予診票のクーポン券の有無の区分については、クーポン券シールの貼付けの有無ではなく、接種券（クーポン券）に記載の「券番号」の有無により分けての編綴をお願いします。

市区町村別請求書
新型コロナワクチン接種費用 市区町村別請求書

券種 2 ワクチン接種 1 回目
請求先 ○○○市 390000
券番号
氏名 高知 よさこ
所属機関
〇〇クリニック (〇〇市医師会)

券種 2 ワクチン接種 1 回目
請求先 ○○○市 123456
券番号 1234567890
氏名 厚生 太郎
〇〇クリニック (〇〇市医師会)

* 「券番号」欄への記載がないため「クーポン券なし」に編綴

* 「券番号」欄の記載があるため、予診票に事前に印字されたものを含め「クーポン券あり」に編綴

(6) 「中芸広域連合」の予診票の請求について (令和3年8月31日追記)

接種券(クーポン券)の「請求先」が「高知県中芸広域連合」となっている予診票については、予診票本体に記載の住所(奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村の場合あり)に関わらず、全て「高知県中芸広域連合」の「市区町村別請求書」にまとめて編綴してください。

なお、上記対応は、被接種者の予診票に「高知県中芸広域連合」の接種券(クーポン券)を貼付けての請求時のものであり、医療従事者等、予診票に接種券を印字して作成する場合は、奈半利町等が請求先となる予診票を作成し、請求先ごとに市区町村別請求書を作成します。

◎「高知県中芸広域連合」の接種券(クーポン券)を貼付けた予診票の請求方法

新型コロナワクチン接種の予診票

※太枠内にご記入またはチェック☑を入れてください。

住民票に記載されている住所
高知 都 府 奈半利 市 区 村

接種券

券種	2	ワクチン接種	1	回目
請求先	高知県中芸広域連合 398781			
券番号	1245700000			
氏名	奈半 利子			

フリガナ

新型コロナワクチン接種の予診票

※太枠内にご記入またはチェック☑を入れてください。

住民票に記載されている住所
高知 都 府 田野 市 区 村

接種券

券種	2	ワクチン接種	1	回目
請求先	高知県中芸広域連合 398781			
券番号	1245700333			
氏名	田野 町夫			

フリガナ

新型コロナワクチン接種の予診票

※太枠内にご記入またはチェック☑を入れてください。

住民票に記載されている住所
高知 都 府 安田 市 区 村

接種券

券種	2	ワクチン接種	1	回目
請求先	高知県中芸広域連合 398781			
券番号	1245700555			
氏名	安田 町宇宙			

フリガナ

医療機関等の所在地
代表者氏名
電話番号

高知県中芸広域連合長 様
市区町村番号 398781

PCRライン (18行)

回答欄 医師記入欄

「高知県中芸広域連合」の接種券貼付けの予診票は、予診票本体の住所に関わらず、全て「高知県中芸広域連合」として作成した市区町村別請求書にまとめて編綴します。

高知県中芸広域連合長 様
市区町村番号 398781

コロナワクチン接種費等 市区町村別請求書

被接種者区分: 1 クーポン券なし 2 クーポン券あり

医療機関等番号(10桁): []

医療機関等名称: ○○クリニック

20 年 月 請求分

区分	種類	請求件数	請求金額(税込)	決定件数	決定金額(税込)
予診のみ	6歳未満				
	6歳以上				
	小計				
接種	6歳未満				
	6歳以上	3	6,831		
	小計	3	6,831		
合計		3	6,831		

↑太枠内に記載すること

<単価(税抜き)>

区分	種類	単価
予診のみ	6歳未満	2,200円
	6歳以上	1,540円
接種	6歳未満	2,730円
	6歳以上	2,070円

住所地域内接種分含む
※医療機関等の所在地と種別を併記し市区町村の欄にチェック

3 新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種及び個別接種促進のための支援事業の請求について

新型コロナウイルスワクチンの接種を時間外・休日に行った場合の接種費用の上乗せに関する請求につきましては、厚生労働省ホームページ「新型コロナワクチンの接種を行う医療機関へのお知らせ」（ページ内の「請求と支払」についての記載）等をご確認くださいようお願いいたします。

その他、医療機関向けの手引き、職域接種向けの手引き等についても、ご確認ください。

厚生労働省 新型コロナワクチンの接種を行う医療機関へのお知らせ

検索

